

資料 1

林野火災警報・注意報制度説明動画制作等 広報業務

企画コンペ実施要領

令和 8 年 6 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「林野火災警報・注意報制度説明動画制作等広報業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 業務内容

(1) 業務件名及び数量

林野火災警報・注意報制度説明動画制作等広報業務 一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 予算額

1,999,800 円以内（税込）

2 企画コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、以下に掲げるコンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上でコンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ参加手続き等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同

条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ参加手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁4階

【電話】019-629-5556 【FAX】019-629-5174 【メールアドレス】AJ0010@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 企画コンペに係る説明会について

実施しません。

(4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

本実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期限

令和8年7月6日（月）午後5時【必着】

イ 提出方法

【様式1】「実施要領等に関する質問票」へ簡潔に記入のうえ、電子メール又はFAXにより提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期限

最終回答日は、令和8年7月10日（金）とする。

(5) 参加届出書類の提出

コンペ参加者は、下記の提出期限までに参加届出書類を3(1)宛てに持参又は郵送により提出すること。

ア 参加届出書類

【様式 2-1】 企画コンペ参加届出書

【様式 2-2】 組織等に関する調書

【様式 2-3】 過去3年間の類似事業の主な受託実績

【様式 2-4】 役員名簿

イ 提出期限

令和8年7月15日(水) 午後5時〔必着〕

ウ 持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

エ 参加資格の確認結果は、令和8年7月22日(水)までに文書・FAX等により通知する。

オ 提出期限までに参加届出書類を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

カ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペへの参加を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(6) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、5に定める審査会の日までに、参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(7) 企画提案書等の提出

次の書類を各5部(正本1部・副本4部)提出すること

ア 企画提案書表紙(様式4)

イ 林野火災警報・注意報制度説明動画制作等広報業務企画提案書(様式5)

ウ 見積書(様式6)

エ 事業に関わるスタッフ一覧(様式7)

※1 提案は1者につき1提案とし、提案提出後の追加、修正は原則認めない。

※2 様式5は8ページ以内とする。

※3 様式5に記載の1～5の事項について網羅されていれば独自の様式を用いても構わない。
その場合は8ページ以内とする。

※4 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得るものとします。

※5 審査の結果、受託候補者として選定された者は、契約締結前に、県と協議・調整を行ったうえで、事業実施することとする。

なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す(契約を解除する)ことがある。

オ 提出期限

令和8年7月28日(火) 午後5時〔必着〕

カ 提出方法

(ア) 持参の場合は、3(1)宛てに午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に

持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を記載し、配達証明書付書留郵便にて、
3(1)宛てに期日までに提出のこと。

(ウ) 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(エ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

キ 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出された企画提案

(イ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(ウ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(エ) (4)の委託料の上限額を超えた提案

(オ) その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

ク 企画コンペへの不参加

(ア) 参加予定者が企画コンペに参加しない場合は、企画コンペ実施日の前日（土日の場合は直近の金曜日）までに【様式3】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)宛てに持参又は郵送により提出のこと。

(イ) (ア)により企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について、不利益な扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき、審査委員会において行う。

なお、企画コンペ提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 審査委員会の開催（予定）

ア 開催日

令和8年8月5日（水）予定（詳細は別途通知します。）

※ 実地開催からオンライン開催へ変更する場合、WEB上で会議システムを利用し実施するので、参加者側のインターネット環境やその他必要な資機材等については、参加者において準備するものとする。

イ 開催場所

岩手県庁4階4-2特別会議室（予定）

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行うものとする。なお、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、県に対し事前に連絡することとする。

- (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。
- (エ) プレゼンテーションの時間は1者あたり約30分（説明15分、質問15分）とする。
- (オ) コンペ参加者が4者を超える場合は、審査委員会において企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された4者により、審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

なお、一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、企画提案内容に沿って受託候補者と契約内容に関する協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等の位置付け

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとし、ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペへの参加者に要する経費について

企画コンペへの参加に要する経費については、すべてコンペ参加者が負担するものとする。

【参考】スケジュール

- ① 「実施要領等に関する質問票」提出期限 7月6日（月）午後5時
- ② 質問事項に対する最終回答 7月10日（金）
- ③ 「企画コンペ参加届出書」提出期限 7月15日（水）午後5時
- ④ 「企画提案書」等提出期限 7月28日（火）午後5時
- ⑤ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限 8月4日（火）
- ⑥ 企画提案の審査（プレゼンテーション） 8月5日（水）予定
- ⑦ 受託候補者決定 8月上旬予定
- ⑧ 受託予定者見積書提出 8月中旬予定
- ⑨ 委託契約締結 9月上旬予定